

FP 技能士2級 過去問題集① 学科試験編 目次

平成29年1月度実施	学科試験	1
平成28年9月度実施	学科試験	119
平成28年5月度実施	学科試験	227

平成29年1月度実施 学科試験

学科試験

(1)

ファイナンシャル・プランナーの顧客に対する行為に関する次の記述のうち、関連法規に照らし、最も適切なものはどれか。

1. 税理士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、給与所得者である顧客に対し、確定申告をする必要がある場合の要件について一般的な説明を行った。
2. 社会保険労務士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、顧客から老齢基礎年金の繰上げ請求の相談を受け、有償で老齢基礎年金の繰上げ請求書等を作成し、請求手続きを代行した。
3. 生命保険募集人の登録を受けていないファイナンシャル・プランナーが、子どもが生まれたばかりの顧客から相談を受け、生命保険の死亡保障の重要性を説明し、保険募集を行った。
4. 宅地建物取引業者ではないファイナンシャル・プランナーが、土地の売却を検討している顧客から相談を受け、顧客の代理人となって業として当該土地の売買契約を締結した。

(1) 1

1. 適切。税理士資格のないF Pでも、現在の税制に関する資料の提供や、それに基づく一般的な説明などは税理士法に抵触しないため可能である。給与所得者である顧客に対し、確定申告をする必要がある場合の要件について、一般的な説明するだけなら税理士法に抵触しない。
2. 不適切。弁護士・社労士資格のないF Pでも、公的年金制度改正に関する説明を行うことは可能である。ただし、公的年金の請求手続きの代行等は、弁護士・社労士資格のないF Pはできない。
3. 不適切。生命保険募集人登録を受けていないF Pでも、ライフプランニングにおける生命保険の必要性に関する助言や、各社の生命保険商品の特徴・商品性の説明は可能である。ただし、生命保険の募集行為を行うことはできない。
4. 不適切。宅地・建物の賃貸借や売買の仲介・代理業は、宅地建物取引業として国土交通大臣または都道府県知事の免許が必要である。よって、宅地建物取引業の免許を受けていないF Pは、顧客の代理人となって業として顧客の宅地や建物を売買することはできない。

(2)

会社員Aさんの平成28年分の収入等は下記<資料>のとおりである。ライフプランの基本となるキャッシュフロー表の作成に当たり、下記<資料>に基づき算出される可処分所得として、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。

<資料>

[収入金額]

給与収入：750万円

[税金、所得控除の控除額]

所得税・住民税：65万円

所得控除：50万円

社会保険料控除：80万円

医療費控除：10万円

1. 545万円
2. 555万円
3. 605万円
4. 685万円

解説

(2) 3

可処分所得とは「収入から所得税・住民税、社会保険料を控除した金額」であるため、雑損控除や医療費控除は可処分所得算出においては考慮しない。

よって、Aさんの可処分所得は、

「750万円（給与収入）－65万円（所得税・住民税）－80万円（社会保険料）
＝605万円」となる。

(3)

全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の保険給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 傷病手当金の額は、1日につき、原則として、支給開始日の属する月以前の継続した12ヵ月間の当該被保険者の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する金額である。
2. 妊娠4ヵ月以上の被保険者が産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合に支給される出産育児一時金の額は、1児につき40万4,000円である。
3. 被保険者が業務外の事由により死亡した場合は、所定の手続きにより、当該被保険者により生計を維持されていた者であって、埋葬を行う者に対し、埋葬料として5万円が支給される。
4. 被保険者が同月内に同一の医療機関等で支払った医療費の一部負担金等の額が、その者に係る自己負担限度額を超えた場合、その超えた部分の額は、所定の手続きにより、高額療養費として支給される。

(3) 2

1. 適切。健康保険の傷病手当金の支給額は、平成28年3月31日までは休業1日につき標準報酬日額（休んだ日の標準報酬月額 $\times 1/30$ ）の3分の2だったが、平成28年4月1日以降は、「支給開始月以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額の平均額 $\times 1/30 \times 2/3$ 」となっている。なお、支給開始月以前の継続の加入期間が12ヶ月未満の場合は、その期間の平均額と加入する健保組合の平均標準報酬月額のうち、いずれか少ない額となる。
2. 不適切。産科医療補償制度に加入している産院・病院で出産すると、出産育児一時金が42万円支給され、妊娠4ヶ月未満等の産科医療補償制度加算対象出産ではない場合は40万4,000円が支給される
3. 適切。健康保険の被保険者が業務外で死亡した場合、埋葬する人が、亡くなった被保険者に生計を維持されていると、埋葬料として5万円支給される。
4. 適切。同じ病院で1ヶ月に支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合、申請手続きをすることで、高額療養費として超えた分の金額が払い戻される。

(4)

労働者災害補償保険の給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 業務上の疾病の療養により労働することができないために賃金を受けられない場合、賃金を受けない日の第1日目から休業補償給付が支給される。
2. 労災指定病院で療養補償給付として受ける療養の給付については、労働者の一部負担金はない。
3. 業務上の傷病が治癒し、身体に一定の障害が残った場合、その障害の程度が労働者災害補償保険法に規定する障害等級に該当するときは、障害補償給付が支給される。
4. 業務上の傷病により死亡した場合は、葬祭を行う者に葬祭料が支給される。

(4) 1

1. 不適切。労災保険の休業補償給付は、労働者が業務上の負傷・疾病で労働できず、賃金が受けられないときに、休業4日目から支給される。
2. 適切。労災保険の療養補償給付とは、労働者が業務上の負傷・疾病により、労災病院または労災指定医療機関で、直接療養の給付（現物給付）を受けることである。
3. 適切。労災保険の障害補償給付は、労働者の業務上の負傷・疾病が治ったとき、労働者災害補償保険法の障害等級に該当する場合に、障害等級に応じて支給される。
4. 適切。労働者が業務上の負傷・疾病で死亡した場合、葬祭を行う者に葬祭料が支給される。